

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第99号）

- 1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第158号及び第159号）
 - ア 石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における平成7年度から平成21年度までの教養試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書1」という。）
 - イ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における昭和34年度から平成21年度までの教養試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書2」という。）
 - ウ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における昭和34年度から平成21年度までの専門試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書3」という。）
 - エ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における昭和34年度から平成21年度までの論文試験の文題（以下「本件請求文書4」という。）
 - オ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（特別募集））の第1次試験における平成19年度から平成21年度までの教養試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書5」という。）
 - カ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（特別募集））の第1次試験における平成19年度から平成21年度までの専門試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書6」という。）

2 実施機関の決定

- (1) 諮問案件第159号に係る処分（以下「本件処分1」という。）
 - ア 対象の請求文書
本件請求文書1ないし本件請求文書3のうち平成18年度から平成21年度までの分並びに本件請求文書5及び本件請求文書6
 - イ 決定内容 非公開
 - ウ 決定理由 条例第7条第7号（任意提供情報）及び第6号（事務事業情報）に該当する。
- (2) 諮問案件第158号に係る処分（以下「本件処分2」という。）
 - ア 対象の請求文書
本件請求文書1のうち平成7年度から平成17年度までの分及び本件請求文書2ないし本件請求文書4のうち昭和34年度から平成17年度までの分
 - イ 決定内容 不存在
 - ウ 決定理由 保存期間経過
- (3) 本件請求文書4のうち平成18年度から平成21年度までの分については、別に公開決定が行われた。

3 担当課（所） 人事委員会事務局総務課

4 異議申立て等の経緯

- (1) H21. 12. 14 公開請求
- (2) H21. 12. 22 非公開決定若しくは不存在決定
- (3) H22. 2. 26 異議申立て
- (4) H22. 6. 15 諮問
- (5) H23. 4. 8 答申

5 諮問に係る審査会の判断結果

- (1) 本件処分1に係る非公開決定について
非公開とした決定は妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第7条 第7号	実施機関は、本件処分1の対象となる公文書について、財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。 当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、センターから実施機関に送付された文書の写しが示され、これを見分したところ、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後も公表しないものとする」と記載されていた。

該当条項	審査会の判断要旨
	<p>このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられる。</p>
第6号	<p>実施機関は、公開しないことを条件にセンターから提供を受けた試験問題等を公にすると、信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。</p> <p>また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。</p> <p>このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではない。</p>

- (2) 本件処分2に係る不存在決定について
 不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>実施機関は、本件処分の対象となる公文書について、いずれも人事委員会事務局文書取扱規程（以下「文書取扱規程」という。）による保存期間が経過したため保有していないと主張している。</p> <p>当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、文書取扱規程に基づく保存期間に関する文書を見分したところ、試験問題の保存期間は、平成15年度以前は1年、平成16年度以降は3年となっていた。</p> <p>したがって、本件公開請求が行われた時点において、当該公文書の保存期間が経過していることは明らかであり、実施機関が保存期間を経過した当該公文書を廃棄し、保有していないと述べていることは、特段不合理とはいえない。</p> <p>また、異議申立人は、文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等に添付され残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は、試験問題等は厳重に保管すべきもので、担当者の引継資料に添付する性質のものではなく、論文試験の文題の決定にあたっては、過去の出題にとらわれず、その年度に最適な文題を作成しているので、担当者において過去の文題を保管する必要性はないと主張しており、このような実施機関の主張については特段不自然、不合理とはいえない。</p>

5 審議経緯 審査回数 6回

(別 紙)
答申第99号

答 申 書

平成23年4月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県人事委員会（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき、非公開若しくは不存在とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対して、平成21年12月14日に、次の公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の平成7年度から平成21年度までの第1次試験における教養試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の昭和34年度から平成21年度までの第1次試験における教養試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書2」という。）
- (3) 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の昭和34年度から平成21年度までの第1次試験における専門試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書3」という。）
- (4) 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の昭和34年度から平成21年度までの第1次試験における論文試験の文題（以下「本件請求文書4」という。）
- (5) 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（特別募集））の平成19年度から平成21年度までの第1次試験における教養試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書5」という。）
- (6) 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（特別募集））の平成19年度から平成21年度までの第1次試験における専門試験の択一問題及び解答（以下「本件請求文書6」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成21年12月22日に、次のとおり、人委第655号の2で非公開決定（以下「本件処分1」という。）を行い、人委第655号の3で不存在決定（以下「本件処分2」という。）を行って、その理由を付して異議申立人に通知した。

(1) 本件処分1について

ア 対象の請求文書

本件請求文書1ないし本件請求文書3のうち平成18年度から平成21年度までの分並びに本件請求文書5及び本件請求文書6

イ 公開しない理由

条例第7条第7号（任意提供情報）に該当

法人が、実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であって、法人における通例として公にしないこととされているもの。

さらに、実施機関は、理由説明書において、条例第7条第6号（事務事業情報）にも該当するとして、非公開理由を追加した。

(2) 本件処分2について

ア 対象の請求文書

本件請求文書1のうち平成7年度から平成17年度までの分及び本件請求文書2ないし本件請求文書4のうち昭和34年度から平成17年度までの分
イ 保有していない理由

- (ア) 本件請求文書1のうち平成7年度から平成17年度までの分
保存年限経過（ただし、平成9年度は未実施のため除く。）
- (イ) 本件請求文書2ないし本件請求文書4のうち昭和34年度から平成17年度までの分
保存年限経過（ただし、昭和51年度は未実施のため除く。）

なお、実施機関は、別に、本件請求文書4のうち平成18年度から平成21年度までの分について公開決定を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、平成22年2月26日に、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、次のとおり、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分1及び本件処分2の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

- (1) 本件処分1について
平成22年6月15日付け諮問人委第177号（諮問案件第159号）
- (2) 本件処分2について
平成22年6月15日付け諮問人委第176号（諮問案件第158号）

5 諮問の併合

諮問案件第158号及び諮問案件第159号は、いずれも本件公開請求に対する処分に対して提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分1及び本件処分2の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分1について
 - ア 実施機関は、本件処分1において「法人における通例として公にしないこととされている」と非公開理由を述べているが、県の試験問題について、持ち帰りを認められている国家公務員試験と同様に、その一部が再現され問題集が市販されており、事実

上公にされている。よって、実施機関の条例の適用には誤りがある。

イ 実施機関は、理由説明書で「公開しないことを条件に提供を受けた」としているが、県のホームページに例題として公開されており、試験問題及び解答を全部公開することも可能であると考えられる。

したがって、条例第7条第7号に該当しない。

ウ また、理由説明書では、これを公にすると、提供を受けた団体に対する責務に反することになり、提供を受けられなくなるものと考えられ、今後の職員採用候補者試験の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしているが、県独自に問題を工夫して作成すれば、支障を及ぼすことにはならない。

よって、条例第7条第6号にも該当しない。

(2) 本件処分2について

ア 文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等が残っていれば、公開することは可能である。

イ 実施機関の理由説明書では、異議申立書で指摘した担当者の引継ぎ文書等の存否について探索したかどうかについて触れておらず、異議申立てに答えていない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び当審査会での意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1について

(1) 本件異議申立てに係る公文書は、財団法人日本人事試験研究センター（以下「センター」という。）から公開しないことを条件に提供を受けたものであり、試験実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとされており、このことを前提に試験問題等の提供を受けている。

また、センターにおいても、提供した試験問題等は公表していない。

したがって、試験問題等は条例第7条第7号の公にしないとの条件で任意に提供された情報に該当する。

(2) 提供を受けた試験問題等を公開することについては、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供が受けられなくなると考えられ、その際は、石川県においてすべての問題を作成しなければならないこととなり、今後の職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

さらに、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公開することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがある。

したがって、試験問題等は条例第7条第6号の事務事業情報に該当する。

(3) 実施機関が石川県のホームページで公開している例題は、センターから公表用例題として提供を受けたものである。

2 本件処分2について

(1) 本件請求文書1ないし本件請求文書4に係る保存期間については、石川県人事委員会事務局文書取扱規程（平成5年石川県人事委員会訓令第1号。以下「文書取扱規程」と

いう。)に基づき、平成15年度以前は1年、平成16年度以降は3年と定めている。

したがって、当該公文書は公開請求のあった時点において保存期間が経過しており、保存期間を経過した文書については職員立会いのもと溶解しているため、保有していない。

- (2) 択一試験の試験問題及び解答並びに論文試験の文題は、保存期間内において正本1部を施錠できる書庫で厳重に保管し、期間経過後は職員立会いのもと溶解により廃棄しており、担当者の引継資料として保管する性質のものではない。

また、論文試験の文題の決定にあたっては、過去の出題にとらわれず、その年度に最適な文題を作成しており、担当者において過去の文題を保管する必要性はない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件処分の対象となった請求文書の性格等について

(1) 本件処分1について

- ア 石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における平成18年度から平成21年度までの教養試験の択一問題及び解答を記載した文書
- イ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における平成18年度から平成21年度までの教養試験の択一問題及び解答を記載した文書
- ウ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における平成18年度から平成21年度までの専門試験の択一問題及び解答を記載した文書
- エ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（特別募集））の第1次試験における平成19年度から平成21年度までの教養試験の択一問題及び解答を記載した文書
- オ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度（特別募集））の第1次試験における平成19年度から平成21年度までの専門試験の択一問題及び解答を記載した文書

(2) 本件処分2について

- ア 石川県職員採用候補者試験（職務経験者）の第1次試験における平成7年度から平成17年度まで（試験未実施の平成9年度を除く。）の教養試験の択一問題及び解答を記載した文書
- イ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における昭和34年度から平成17年度まで（試験未実施の昭和51年度を除く。）の教養試験の択一問題及び解答を記載した文書
- ウ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における昭和34年度から平成17年度まで（試験未実施の昭和51年度を除く。）の専門試験の択一問題及び解答を記載した文書

エ 石川県職員採用候補者試験（大学卒程度）の第1次試験における昭和34年度から平成17年度まで（試験未実施の昭和51年度を除く。）の論文試験の文題を記載した文書

3 本件処分1に係る非公開情報の条例該当性について

(1) 条例第7条第7号該当性について

条例第7条第7号は、法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であって、法人等における通例として公にしないこととされているものなどで、これを公にすることにより、信頼を不当に損なうことになると認められる情報を非公開情報と規定し、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報を、例外としてただし書に規定している。

実施機関は、本件処分1に係る公文書は、センターから公開しないことを条件に提供を受けたもので、試験実施後においても公表しないものとされていると説明している。

当審査会において、このことを確認するため、実施機関に対し、関連する書面等の提示を求めたところ、センターから実施機関に送付された「平成21年度の試験問題の提供について」と題された文書の写しが示され、これを見分したところ、「II提供を受けた団体の責務」の「2 秘密保持」に、「提供を受けた試験問題等は、試験の実施までその秘密保持に万全の注意を払うとともに、試験の実施後においても公表しないものとする。」と記載されていた。

このようなことから、当該公文書は、公開しないことを前提に提供を受けた情報と考えられるので、条例第7条第7号本文に該当し、また、ただし書に該当する特段の事情はない。

(2) 条例第7条第6号該当性について

条例第7条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるものを非公開情報と規定している。

実施機関は、当該公文書を公にすると、センターとの信頼関係を損ね、試験問題等の提供を受けられなくなることが予測され、独自に作成しなければならなくなり、今後の職員採用候補者試験に関する事務に重大な支障を及ぼすおそれがあると主張している。

また、実施機関は、職員採用候補者試験の試験問題等については、全国45道府県においてセンターから試験問題等の提供を受けているが、いずれにおいてもこれを公表しておらず、公表することにより、他の地方公共団体における職員採用候補者試験の適正な遂行に大きな支障を及ぼすおそれがあると述べている。

このような職員採用候補者試験問題等の取扱いの現状から考えて、実施機関の主張は、特段不合理ではなく、当該公文書は条例第7条第6号に該当する。

4 本件処分2に係る請求文書に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件処分2に係る請求文書に対応する公文書について、いずれも文書取扱規程による保存期間が経過したため保有していないと主張している。

当審査会において、当該公文書の保存期間を確認するため、文書取扱規程に基づく保存期間に関する文書を見分したところ、試験問題の保存期間は、平成15年度以前は1年、

平成16年度以降は3年となっていた。

したがって、本件公開請求が行われた時点において、当該公文書の保存期間が経過していることは明らかであり、実施機関が保存期間を経過した当該公文書を廃棄し、保有していないと述べていることは、特段不合理とはいえない。

また、異議申立人は、文書の保存期間が経過していても、担当者の引継ぎ文書等に添付され残っているかどうか確認すべきであると主張しているが、実施機関は、試験問題等は厳重に保管すべきもので、担当者の引継資料に添付する性質のものではなく、論文試験の文題の決定あたっては、過去の出題にとらわれず、その年度に最適な文題を作成しているので、担当者において過去の文題を保管する必要性はないと主張しており、このような実施機関の主張は特段不自然、不合理とはいえない。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件処分1に対する本件異議申立てにおいて、職員採用候補者試験に係る問題等を県独自に作成し公表すべきであると主張しているが、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分1に係る判断を左右するものではない。

6 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 22 年 6 月 15 日	○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 8 号) ○諮問を受けた。(諮問案件第 1 5 9 号)
平成 22 年 11 月 9 日	○実施機関(人事委員会事務局総務課)から理由説明書を受理した。
平成 22 年 12 月 8 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 12 月 16 日 (第 206 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 16 日 (第 207 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 1 月 28 日 (第 208 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 2 月 14 日 (第 209 回審査会)	○実施機関職員から意見聴取を行った。
平成 23 年 3 月 9 日 (第 210 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 23 年 3 月 25 日 (第 211 回審査会)	○事案の審議を行った。